第一 森林国営保険法の一部改正

一法律の題名

法律の題名を森林保険法とすること。

(森林保険法題名関係)

二目的及び定義

この法律は、 森林保険の制度を確立することにより、 災害によって林業の再生産が阻害されること

を防止するとともに、 林業経営の安定を図ることを目的とすること。 (森林保険法第一 条関!

係)

(<u>__</u>) 雪害、 この法律において「森林保険」とは、 干害、 凍害及び潮害に限る。)及び噴火による災害(以下「保険事故」 森林につき、火災、気象上の原因による災害 という。)によって生 (風害、 水害、

ずることのある損害を塡補する保険であって、この法律により行うものをいうものとすること。

(三) この法律にお ** \ --「森林保険契約」 とは、 独立行政法 人森林総合研究所 (以 下 「研究所」という。

が森林につき保険事故によって生ずることの ある損害を塡補することを約し、 保険契約者がこれに

対して保険料を支払うことを約する契約をいうものとすること。

(森林保険法第二条関係)

研究所 は、 森林保険 の保険な 金 額の標準、 保険料率その 他の引受けに関する条件を定め、 農林水 産大

臣 に届け出るものとすること。 また、 当該引受けに関する条件が保険契約者の負担の観点から著しく

不適切なものである等のときは、 農林水産大臣は、 研究所に対し、 変更命令を行うことができるもの

とすること。

(森林保険法第五条関係)

(___) 森林保険契約 を締結しようとする者は、 当該森林保険契約 の申込みと同時に、 研究所に 保険 料 の全

額を払い込まなければならないものとすること。

森林保険法第六条関

係

研究所は、 森林保険契約の申込みを承諾したときは、 保険証書を作成し、 保険契約者に交付するも

(三)

のとすること。 また、 森林保険契約に係る研究所の責任は、 当該保険証書が作成された日の翌日 から

始まるものとすること。

(森林保険法第七条及び第八条関係)

森林保険 の保険金額は、 一の保険金額の標準により算出した金額を超えてはならない ものとするこ

کی

(四)

森林保険法第十条関係

(五) 損害が保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じた等の場合には、 研究所は、 損

害を塡補する責任を負わないものとすること。

(森林保険法第十二条関係)

四罰則

三の一による命令に違反した等の場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過

料に処するものとすること。

(森林保険法第十九条関係)

五 その他

森林保険に関する事項につき、 保険契約者等が、 民事訴訟を提起する際に、 農林漁業保険審査会の

審査を経ることを要しないものとすること。

(改正前の森林国営保険法第二十二条関係)

保険事務の一部を都道府県知事又は市町村長に行わせることができることを廃止すること。

(__)

(改正前の森林国営保険法第二十三条ノ二関係)

(三) 片仮名書き・文語体となっている表記を、 平仮名書き・口語体に改め、 表記の平易化を図ることそ

の他所要の規定の整備を行うこと。

第二 独立行政法人森林総合研究所法の一部改正

一 研究所の目的の追加

森林保険を効率的かつ効果的に行うことを研究所の目的として追加すること。

(森林総合研究所法第三条第二項関係)

二 研究所の業務の範囲の変更

研究所は、 一の目的を達成するため、 次の業務を行うものとすること。

一森林保険を行うこと。

二 一の業務に附帯する業務を行うこと。(

〈森林総合研究所法第十一条第二項関係

三 業務の委託

研究所は、 業務方法書で定めるところにより、森林組合若しくは森林組合連合会又は地方公共団体そ

0 他農林水産大臣の指定する者に対し、二の業務(森林保険契約の締結及び保険金の支払の決定を除く

。)の一部を委託することができるものとすること。

(森林総合研究所法第十二条関係)

四 長期借入金及び森林総合研究所債券

(-)研究所は、二の業務に要する費用に充てるため、 農林水産大臣 の認可を受けて、 長期借入金をし、

又は森林総合研究所債券(以下「債券」という。) を発行することができるものとすること。

(__) (一に規定するも <u>0</u> 0 ほ か、 研究所は、 長期借 入金又は債券で政令で定めるもの の償還に充てるため

農 林 水 産大臣 の認可を受けて、 長期借入金をし、 又は債券を発行することができるものとすること。

(森林総合研究所法第十五条関係)

五 債務保証

政 が府は、 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律 (昭和二十一年法律第二十四号) 第三条の

規定に、 か か わらず、 国会の 議 決 を経 た金 額 $\widehat{\mathcal{O}}$ 範 囲内 に お į١ て、 兀 0 長期借入金又は債券に係る債務に

いて保証することができるものとすること。

森林総合研究所法第十六条関係

六 財政上の措置

政 府 は、 研究所が、 四の長期借入金をし、 又は債券を発行することによっても、なお二の業務に要す

る費用又は 四の二の償還に充てるための資 金の 調達をすることが困難であると認められるときは、 予算

で定める額 の範囲内に お į١ て、 必要な財政上の措置を講ずるものとすること。

(森林総合研究所法第十八条関係)

第三 特別会計に関する法律の一部改正

森林保険特別会計を廃止するものとすること。

(特別会計に関する法律第百五十条から第百五十七条まで関係)

第四 附則

一 施行期日

この法律は、 一部の規定を除き、平成二十七年四月一日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

その他所要の経過措置を整備するほか、 関係法律について所要の改正を行うものとすること。